



# 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等 文書名 問番号
		平成31年2月3日 Q&A以降	平成31年3月15日 Q&A以降					
高齢者支援課	1544	20 特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	有料老人ホームの体験入所	有料老人ホームの体験入所	体験入所は介護報酬の対象とならない。	12.4.23 介護報酬改定情報vol.71 介護報酬等に関するQ&A vol.2	I 031
認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課(共通)	1545	20 特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算は、従来機能訓練指導員を配置することを計画していた体制加算と、機能訓練指導員の追加により、機能訓練を行うことを計画することにより、個別機能訓練指導員を配置することにより、16名若しくは16名未満の指導員を配置することにより、個別機能訓練指導員を配置することにより、当該指導員を配置することが可能である。なお、具体的なサービスの流れとしては、「多職種が協働して、利用者毎にケアプランを行い、目標設定、計画の作成の上で、機能訓練指導員が必要に応じて個別機能訓練の提供を行い、その結果を評価することによって決定される。また、行われる機能訓練の内容は、各利用者の心身状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその発達を予防するために必要な訓練を計画された。	18.4.21 介護報酬改定情報 「平成18年4月改定関係Q &A(vol.3)	15
高齢者支援課	1540	20 特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	短期利用特定施設入居者生活介護員	算定の対象となるか否かについて、前3月の入居者の割合により毎月算定するか、	各施設において前3月の入居者の割合が算定の要件に該当する場合は毎月判断することとなる。その算定の根拠資料は、常態型に該当し、指導監督等に確認することとなる。	24.3.16 介護報酬改定情報vol.197 介護報酬等に関するQ&A(vol.1) 「平成24年3月16日」の 送付について	105
高齢者支援課	1541	20 特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	短期利用特定施設入居者生活介護員	入居者の割合が、前3月の各末日のうち、80%未満な日があったが、前3月の各末日の平均値により80%以上であることにより算定されている場合には、短期利用特定施設入居者生活介護員を算定することは可能か、また、この平均値はどのように算定するか。	可能である。同一の基準により連続して3か月の間、各月の末日の数値の平均値が高し平均値は、算定できる。 入居者の割合が、前3か月の割合の数値を合計し、3で除して得た数値を算出し、その値が基準に該当しているかどうかを判断する。 (参考：5月に短期利用特定施設入居者生活を算定できる場合の例) 入居者の割合 82% 75% 83% 80% 2月 3月 4月 3か月の平均値	24.3.16 介護報酬改定情報vol.197 介護報酬等に関するQ&A(vol.1) 「平成24年3月16日」の 送付について	106
高齢者支援課	1542	20 特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	短期利用特定施設入居者生活介護員	入居者の割合については、直近3月それぞれ末日における割合の平均を用いるとされているが、月末時点で入居中又は外泊中の入居者については、どのように計算するか。	入居・外泊が短期に限り、その月において1日も当該施設を利用していないような場合は除いて、入居・外泊中の入居者を合わせて割合を算出しても差し支えない。	24.3.16 介護報酬改定情報vol.197 介護報酬等に関するQ&A(vol.1) 「平成24年3月16日」の 送付について	107
高齢者支援課	1543	20 特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	短期利用特定施設入居者生活介護員	利用者に対し連続して30日を超えて短期利用特定施設入居者生活介護を行った場合における30日を超えて短期利用特定施設入居者生活介護を行った場合、短期利用特定施設入居者生活介護の利用実績がある場合はどのように取り扱うか。	期間内に短期利用特定施設入居者生活介護の利用実績がある場合は、その期間を言及する取扱いとなる。	24.3.16 介護報酬改定情報vol.197 介護報酬等に関するQ&A(vol.1) 「平成24年3月16日」の 送付について	108
高齢者支援課	1546	20 特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	共通事項	介護報酬に関するQ&Aについて(平成17年3月28日事務連絡)において、特定施設入居者生活介護の利用者について、介護給付が算入される介護サービス費用として算定できるものとして、健康診断費、定期健康診断費用は除く」となっているが、定期健康診断費用は特定施設入居者生活介護に含まれているという趣旨か。	健康診断費から健康診断費用を除くことについては、健康診断費が、特定施設入居者生活介護として算定されるサービス(①入浴、②食事、③看護の介護、④看護、⑤検査、⑥検査等の日常生活に関する相談及び指導)の特定施設入居者に算定している要介護者に必要な日常生活上の世話、⑦機能訓練、⑧療養上の世話)として算定されるものでなく、外部の医療機関等によって実施されるものであるため、その費用は当該要介護者に対して支払われるべきものであることによる。 なお、当該事務連絡における「健康診断費」の説明は、趣旨を明確化するため、以下のとおり修正する。	24.3.16 介護報酬改定情報vol.197 介護報酬等に関するQ&A(vol.1) 「平成24年3月16日」の 送付について	107

# 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	サービス種別		項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等 文書名	問番号
		平成31年7月3日 Q&A以降	平成31年8月15日 Q&A以降					
高齢者支援課	1547	20 特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	共通事項	同一建物の同じく、又は同一敷地の同じく、一方を介護専用型特定施設、他方を介護専用型特定施設以外の特定施設(混合型特定施設)とすることは可能か。	特定施設入居者生活介護の指定は、特定施設等に行われるものであり、有料老人ホームでは別の有料老人ホームとして届出がなされているものについて、それぞれ別の特定施設として届出を行うことになる。また、老人福祉法の規定に基づいて行われるものでも、介護保険法に基づいて行われるものでも、同一特定施設において同一特定施設として取り扱うため、その設置者が届出において示した内容を基として、一の特定老人ホームとして取り扱うことになる。ただし、有料老人ホームの入居者において、要介護状態になれば、別の施設又は別の県に転居することを決定したものであったり、スタッフ等が短期的にみれば別県に転居することができないものでも、一体的に運営されていると解されるものは、設置者と協議の上、別の有料老人ホームの届出を適切に定めた届出を行うよう求めることが適当である。【平成18年4月改正関係Q&A(Vol.2)「平成18年3月27日事務連絡」0338の修正】	274-1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定」に関するQ&A(平成27年4月1日)の送付について	108
高齢者支援課	1548	20 特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	共通事項	短期利用の3年経過後については、平成27年度改定により、特定施設ごとではなく、事業者ごとで判断されることとなったが、2015年4月時点において、同一法人がA事業所とB事業所を運営している場合に、以下のそれぞれケースについて、要件を満たしているかどうかの明記が必要か。① 2012年4月から2013年4月まで運営を行っており(3年間)、B事業所において2014年4月から2015年4月まで運営を行っている(1年間)場合 ② A事業所において2013年4月から2014年4月まで運営を行っている(1年間)場合 ③ A事業所において2012年4月から2014年4月まで運営を行っている(2年間)、その後、B事業所において2014年4月から2015年4月まで運営を行っている(1年間)場合	①については、A事業所において3年の経過後となっているため、要件を添った。 ②については、A事業所とB事業所の併設を有する期間が重複しているため、法人としては2年の経過後が重複してしまっているため、要件を満たさない。 ③については、法人として3年の経過後を有しているため、要件を満たす。	274-1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定」に関するQ&A(平成27年4月1日)の送付について	109
高齢者支援課	1549	20 特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	外部サービス利用型	受託介護予防サービス事業として、第1号訪問事業、第1号通所事業の事業者を委託しようとする場合、当該事業者と特定施設の個別契約によってサービス提供を行うのであることから、所在地の市町村以外の市町村で指定を受けている事業者と契約することは可能か。	真意のとおりである。	274-1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定」に関するQ&A(平成27年4月1日)の送付について	110
高齢者支援課	1550	20 特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	外部サービス利用型	外部サービス利用型における受託介護予防サービスについては、その費用が告示において定められているが、それよりも低い金額で第1号訪問事業、第1号通所事業を実施している事業者の場合、当該金額で、受託介護予防サービスを行うこととして良いか。	真意のとおりである。	274-1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定」に関するQ&A(平成27年4月1日)の送付について	111
高齢者支援課	1551	20 特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	外部サービス利用型	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の事業所として指定を受けている事業者(人ホーム)が、平成27年1月以降、要介護者の増加に伴い、一般型に転換する場合、以下のいずれの手続きによるべきか。 ・新規指定(外部サービス利用型の指定は廃止) ・指定の変更	介護保険法(平成9年法律第123号)第9条の規定に基づく要介護の届出が必要となる。この場合、平成27年度介護報酬改定(平成11年厚生省令第36号)第13条第1項第10号に掲げる事項に該当する内容を適宜記載し、変更届の提出を求めること。	274-1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定」に関するQ&A(平成27年4月1日)の送付について	112
高齢者支援課	1552	20 特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	外部サービス利用型	訪問介護療養型特定施設入居者生活介護の指定は、同一建物内において提供されるサービスであるが、外部サービス利用型の指定は廃止か。	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護において提供される受託介護サービスは、特定施設の事業者と訪問介護等の事業者における委託契約に基づき(サービスであり、同一建物内において提供される)は適用されない。	274-1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定」に関するQ&A(平成27年4月1日)の送付について	113
高齢者支援課	1553	20 特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	サービス提供体制強化加算	特定施設入居者生活介護の事業所において、人員配置が主要な介護サービス提供体制強化加算の対象となる事があるが、サービス提供体制強化加算を算定した場合は、別途給付率を算定する事は可能か。	人員配置が主要な介護サービス提供体制強化加算(主要な介護サービス費用)については、介護報酬-看護職員1名が標準的な看護士を1名と見做して算定し、利用費に対して、利用費に対して別途の費用負担を求めることとしているものである。一方で、サービス提供体制強化加算は、介護報酬における介護報酬率の算定に算入される介護報酬率を算定するものである。従って、上乗せ介護サービス利用料を利用者から徴収しつつ、サービス提供体制強化加算の算定を受けることは可能である。	274-1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定」に関するQ&A(平成27年4月1日)の送付について	114
高齢者支援課	1554	20 特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	認知症専門ケア加算	特定施設入居者生活介護の認知症専門ケア加算の算定要件は、入居者のうち認知症日生活自立度Ⅲ以上の者の割合が72.5以上であることが求められているが、他のサービスと同時、届出日の属する月の前3月の各月末時点の利用率の平均で算定するということが良いのか。	真意のとおりである。	274-1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定」に関するQ&A(平成27年4月1日)の送付について	115

# 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	サービス種別 平成31年9月3日 Q&A以降	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等 文書名	問番号
高齢者支援課	1555	20 特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	看取り介護加算	加算の算定条件として、医師の関与が求められているが、特定施設の職員として医師を配置しなければならないということがあるか。	加算の算定条件として、医師の関与が求められているが、特定施設の職員として医師を配置しなければならないということがある。	274.1 事務連絡 介護保険新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A」平成27年4月1日」の送付について	116
高齢者支援課	1556	20 特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	看取り介護加算	看取り介護加算の算定条件となっている「看取りに関する指針」については、入居の際に、利用者や家族に対して指針の内容を説明して同意を得ることとなっているが、入居時点で自立・要支援の方であっても同様の取り扱いとなるのか。	混合型特定施設にあっては、入居者が要介護状態に至り、実際に特定施設入居者生活介護の利用を開始する際に説明・同意の手続きを行うことで差し支えない。入居の際に同一施設の高齢者に対する「看取りに関する指針」の説明を、入居の際に行うものではない。	274.1 事務連絡 介護保険新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A」平成27年4月1日」の送付について	117
高齢者支援課	1557	20 特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	看取り介護加算	看取り介護加算の算定条件となっている「看取りに関する指針」については、入居の際に、利用者や家族に対して指針の内容を説明して同意を得ることとなっているが、指針の策定以前から既に入居している利用者の場合は、どのように取り扱えば良いのか。	特定施設において「看取りに関する指針」を作成した際に、遅やかに説明を行っている場合には、入居の際に説明を行ったものとみなして差し支えない。	274.1 事務連絡 介護保険新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A」平成27年4月1日」の送付について	118
高齢者支援課	1558	20 特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	看取り介護加算	看取りに関する指針の内容について見直しを行った場合には、既存の利用者等に対して、改めて説明を行い、同意を得る必要があるか。	介護施設がサービス提供の観点から「看取りに関する指針」の見直しにより「当該施設」の看取りに関する考え方や優先順位の変更があった場合には、改めて利用者及びその家族等に説明を行い、同意を得る必要がある。なお、それ以外の場合同様に、利用者等へ周知を行うことが適切である。	274.1 事務連絡 介護保険新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A」平成27年4月1日」の送付について	119
高齢者支援課	1559	20 特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	医療機関連携加算	医療機関連携加算が算定できない期間の取扱いに関して、「前90日以内」における特定施設入居者生活介護の期間中に、医療機関連携加算が算定できない期間が生じた場合、その期間中に算定された医療機関連携加算を算定し、その期間中に算定された医療機関連携加算を算定しないという扱いとなるのか。	貴見のとおりである。	274.1 事務連絡 介護保険新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A」平成27年4月1日」の送付について	120
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	109	01.全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 4訪問リハビリテーション事業、15居宅介護支援事業、21居宅介護支援事業、22特定施設入居者生活介護事業、23居宅介護支援事業を除く	4 報酬	介護職員処遇改善加算	キャリアパス要件Ⅰと既存のキャリアパス要件Ⅱとの具体的な違いが伺い。加算の算定条件として、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の加算(Ⅰ)以下に算定される介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の加算(Ⅱ)は、算定される介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の加算(Ⅰ)に基づく後の仕様が異なるのか。	キャリアパス要件Ⅰについては、職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と高単価を要する条件としており、昇給に際しては求められていないものである。一方、新設する介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の加算(Ⅱ)は、算定される介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の加算(Ⅰ)に基づく後の仕様が異なることとなる。なお、算定される介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の加算(Ⅱ)は、算定される介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の加算(Ⅰ)に基づく後の仕様が異なることとなる。なお、算定される介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の加算(Ⅱ)は、算定される介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の加算(Ⅰ)に基づく後の仕様が異なることとなる。	283.16 事務連絡「平成29年度介護報酬改定に関するQ&A」平成29年3月18日」の送付について	
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	110	01.全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 4訪問リハビリテーション事業、15居宅介護支援事業、21居宅介護支援事業、22特定施設入居者生活介護事業、23居宅介護支援事業を除く	4 報酬	介護職員処遇改善加算	昇給の仕組みとして、それをねらった昇給の仕組みを認めることとして、これを組み合わせて昇給の条件を定めるか。	昇給の仕組みとして、それをねらった昇給の仕組みを認めることとして、これを組み合わせて昇給の条件を定めるか。	283.16 事務連絡「平成29年度介護報酬改定に関するQ&A」平成29年3月18日」の送付について	
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	111	01.全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 4訪問リハビリテーション事業、15居宅介護支援事業、21居宅介護支援事業、22特定施設入居者生活介護事業、23居宅介護支援事業を除く	4 報酬	介護職員処遇改善加算	昇給の方式については、手当や賞与によるものでも良いのか。	昇給の方式は、基本給による賃金改善が優先し、基本給、手当、賞与等を問わない。	283.16 事務連絡「平成29年度介護報酬改定に関するQ&A」平成29年3月18日」の送付について	

# 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	平成31年7月3日 Q&A以降	サービス種別	平成31年9月15日 Q&A以降	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	112	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅療養管理指導事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業を除く	4 報酬	介護職員処遇改善加算	資格等に応じて算給する仕組みを認定する場において、「介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者」という条件も追加する場についても併給が認められる仕組みであることと変更する」とあるが、具体的にどのような仕組みか。	本事業は、介護福祉士の資格を有して事業所や法人に雇用される者がある場合があることに加え、そのような者も全ての資格を有する者から選抜しているものもあり、例えば、介護職員処遇改善加算の資格を有する者が、介護支援専門員等の資格を有している場合、より高い運賃率や手当が支給される仕組みが考えられる。	29.3.16 事務連絡「平成29年度介護職員処遇改善加算のQ&A」 送付について	
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	113	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅療養管理指導事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業を除く	4 報酬	介護職員処遇改善加算	キャリアパス要件Ⅱによる昇給の仕組みについて、非常勤職員や派遣職員はキャリアパス要件Ⅱによる昇給の対象となるか。	キャリアパス要件Ⅱによる昇給の仕組みについては、非常勤職員を含め、当該事業所や法人に雇用される全ての非常勤職員が対象となり得るものがある。また、介護職員処遇改善加算の仕組みと併せて、介護職員処遇改善加算の仕組みも併せて適用されることとなる。また、介護職員処遇改善加算の仕組みと併せて、介護職員処遇改善加算の仕組みも併せて適用されることとなる。また、介護職員処遇改善加算の仕組みと併せて、介護職員処遇改善加算の仕組みも併せて適用されることとなる。	29.3.16 事務連絡「平成29年度介護職員処遇改善加算のQ&A」 送付について	
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	114	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅療養管理指導事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業を除く	4 報酬	介護職員処遇改善加算	キャリアパス要件Ⅱによる昇給の基準として「資格等」が挙げられているが、これにはどのようなものがあるのか。	「介護福祉士」のような資格や、「実務者研修修了者」のような一定の研修の修了を認定している。また、「介護福祉士」資格を有して当該事業所や法人で就業する者については、介護福祉士として職務に就任することを前提として、介護福祉士の資格を有している者が、「介護支援専門員」や「社会福祉士」など、事業所が指定する他の資格を有している者が、介護職員処遇改善加算の対象となる。また、介護職員処遇改善加算の対象となる資格については、介護職員処遇改善加算の対象となる資格を有している者が、介護職員処遇改善加算の対象となる。また、介護職員処遇改善加算の対象となる資格については、介護職員処遇改善加算の対象となる資格を有している者が、介護職員処遇改善加算の対象となる。	29.3.16 事務連絡「平成29年度介護職員処遇改善加算のQ&A」 送付について	
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	115	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅療養管理指導事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業を除く	4 報酬	介護職員処遇改善加算	「一定の基準に基づき昇給を算給する仕組み」はあるが、一定の基準とは具体的にどのような内容を目指すのか。また、「定期」とは、どの程度の期間まで待たせるのか。	昇給の内容が昇給要件を満たす昇給の仕組みについては、昇給要件が明文化されておらず、昇給の仕組みが明文化されていないが、明文化されている必要がある。	29.3.16 事務連絡「平成29年度介護職員処遇改善加算のQ&A」 送付について	
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	116	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅療養管理指導事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業を除く	4 報酬	介護職員処遇改善加算	キャリアパス要件Ⅱを満たす昇給の仕組みを設けたが、それによる賃金改善の総額だけで、加算の算定額を下回る場合、要件は満たさないこととなるのか。	キャリアパス要件Ⅱを満たす昇給の仕組みによる賃金改善は加算の算定額に満たない場合においても、当該仕組みによる賃金改善を含め、基本給、手当、昇給等による賃金改善の総額が加算の算定額を上回っていればよい。	29.3.16 事務連絡「平成29年度介護職員処遇改善加算のQ&A」 送付について	
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	117	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅療養管理指導事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業を除く	4 報酬	介護職員処遇改善加算	新加算(1)取組のため就業前研修の変更を行う際、仮受審等の承認を要するが、平成29年度について、当該承認が計画書の提出期限の4月15日までに間に合わない場合、新加算(1)を算定できないのか。	計画書に添付する就業前研修については、平成29年度については、4月15日の提出期限までに内容が確定していない場合には、その時点での変更のものを添付することにより、また、計画書に添付する就業前研修の内容が確定した時点で、確定したものを6月30日までに指定権者に提出することとなる。	29.3.16 事務連絡「平成29年度介護職員処遇改善加算のQ&A」 送付について	
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	118	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅療養管理指導事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業を除く	4 報酬	介護職員処遇改善加算	平成29年4月15日までに新卒のものとして添付した就業前研修につき、役員会等の承認が得られなかった場合や、内容に変更が生じた場合、新加算(1)は算定できないのか。	事業所や法人内において承認が得られなかった場合や、内容に変更が生じた場合、新加算(1)以外の区分の新卒要件を満たしている場合は、変更届を提出の上、当該区分の加算を取得できる。また、内容の変更が認められ、変更後の内容がキャリアパス要件Ⅱを満たしている場合は、変更届の提出を要することなく、新加算(1)を取得できる。	29.3.16 事務連絡「平成29年度介護職員処遇改善加算のQ&A」 送付について	

# 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	平成31年9月3日 Q&A以降	サービス種別 平成31年9月15日 Q&A以降	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等 文書名 問番号
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	119	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリ指導 事業、15.居宅療養 管理指導事業、21.居 住介護指導事業、22.特 定福祉利用員派遣事 業、23.在宅介護支援 事業を除く)	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリ指導 事業、15.居宅療養 管理指導事業、21.居 住介護指導事業、22.特 定福祉利用員派遣事 業、23.在宅介護支援 事業を除く)	4 報酬	介護職員処遇改善加算 介護職員処遇改善加算に係る加算率について、今回の改正後、介護職員処遇改善加算Ⅱ及びⅢの加算率が改定額と変わっているのはなぜか。	介護職員処遇改善加算 介護職員処遇改善加算に係る加算率について、今回の改正後、介護職員処遇改善加算Ⅱ及びⅢの加算率が改定額と変わっているのはなぜか。 [注：区分は現行と異なる]	29.3.16 事務連絡「平成29年度介護報酬改定に関するQ&A (平成29年3月16日)」の 送付について	29.3.16 事務連絡「平成29年度介護報酬改定に関するQ&A (平成29年3月16日)」の 送付について
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	120	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリ指導 事業、15.居宅療養 管理指導事業、21.居 住介護指導事業、22.特 定福祉利用員派遣事 業、23.在宅介護支援 事業を除く)	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリ指導 事業、15.居宅療養 管理指導事業、21.居 住介護指導事業、22.特 定福祉利用員派遣事 業、23.在宅介護支援 事業を除く)	4 報酬	介護職員処遇改善加算 介護報酬によるものと総合事業によるものを一体的に提供している場合、計画書や実績報告書を各1枚で提出して差し支えないか。	介護報酬によるものと総合事業によるものを一体的に提供している場合、計画書や実績報告書を各1枚で提出して差し支えない。	29.3.16 事務連絡「平成29年度介護報酬改定に関するQ&A (平成29年3月16日)」の 送付について	29.3.16 事務連絡「平成29年度介護報酬改定に関するQ&A (平成29年3月16日)」の 送付について
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	121	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリ指導 事業、15.居宅療養 管理指導事業、21.居 住介護指導事業、22.特 定福祉利用員派遣事 業、23.在宅介護支援 事業を除く)	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリ指導 事業、15.居宅療養 管理指導事業、21.居 住介護指導事業、22.特 定福祉利用員派遣事 業、23.在宅介護支援 事業を除く)	4 報酬	介護職員処遇改善加算 総合事業における介護職員処遇改善加算について、「地域支援事業の実態について(平成18年6月9日老老060001号厚生労働省老健局長通知)」別添1に定める介護職員処遇改善加算と別添2に、市町村の判断により、介護予防訪問介護の単価以下となるよう算定の上で、事務職員等介護職員以外の職員を対象とする処遇改善加算を盛り込んで良いか。	総合事業における介護職員処遇改善加算について、「地域支援事業の実態について(平成18年6月9日老老060001号厚生労働省老健局長通知)」別添1に定める介護職員処遇改善加算と別添2に、市町村の判断により、介護予防訪問介護の単価以下となるよう算定の上で、事務職員等介護職員以外の職員を対象とする処遇改善加算を盛り込んで良いか。	29.3.16 事務連絡「平成29年度介護報酬改定に関するQ&A (平成29年3月16日)」の 送付について	29.3.16 事務連絡「平成29年度介護報酬改定に関するQ&A (平成29年3月16日)」の 送付について
高齢者支援課	1560	20.特定施設入居者生活介護事業	20.特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	退院・所待増額加算 医療機器施設を退院・退所して、体障利用を行った上で特定施設に入居する際、加算は取得できるか。	医療機器施設を退院・退所して、体障利用を行った上で特定施設に入居する場合は、加算は取得できるか。	30.3.23 事務連絡「介護報酬改定に関するQ&A (平成30年3月23日)」の 送付について	30.3.23 事務連絡「介護報酬改定に関するQ&A (平成30年3月23日)」の 送付について
高齢者支援課	1561	20.特定施設入居者生活介護事業	20.特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	退院・退所増加算 医療機器施設と特定施設との運搬は、具体的にどのような要件があるか。	退院・退所前の医療機器施設と特定施設との運搬は、具体的にどのような要件があるか。	30.3.23 事務連絡「介護報酬改定に関するQ&A (平成30年3月23日)」の 送付について	30.3.23 事務連絡「介護報酬改定に関するQ&A (平成30年3月23日)」の 送付について
高齢者支援課	1562	20.特定施設入居者生活介護事業	20.特定施設入居者生活介護事業	4 報酬	退院・退所増加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算は、勤続10年以上の介護福祉士がいなければ取得できないのか。	介護職員等特定処遇改善加算は、勤続10年以上の介護福祉士がいなければ取得できないのか。	30.3.23 事務連絡「介護報酬改定に関するQ&A (平成30年3月23日)」の 送付について	30.3.23 事務連絡「介護報酬改定に関するQ&A (平成30年3月23日)」の 送付について
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	125	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリ指導 事業、15.居宅療養 管理指導事業、21.居 住介護指導事業、22.特 定福祉利用員派遣事 業、23.在宅介護支援 事業を除く)	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリ指導 事業、15.居宅療養 管理指導事業、21.居 住介護指導事業、22.特 定福祉利用員派遣事 業、23.在宅介護支援 事業を除く)	4 報酬	介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを同時に取得していること ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを同時に取得していること を踏まえて事業計画が取得できることから、勤続10年以上の介護福祉士がいなくても取得可能である。	介護職員等特定処遇改善加算については、 ・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを同時に取得していること ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを同時に取得していること ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを同時に取得していること ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを同時に取得していること を踏まえて事業計画が取得できることから、勤続10年以上の介護福祉士がいなくても取得可能である。	31.4.12 事務連絡「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (平成30年4月12日)」の 送付について	31.4.12 事務連絡「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (平成30年4月12日)」の 送付について
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	127	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリ指導 事業、15.居宅療養 管理指導事業、21.居 住介護指導事業、22.特 定福祉利用員派遣事 業、23.在宅介護支援 事業を除く)	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリ指導 事業、15.居宅療養 管理指導事業、21.居 住介護指導事業、22.特 定福祉利用員派遣事 業、23.在宅介護支援 事業を除く)	4 報酬	介護職員等特定処遇改善加算 ホームページ等を進化した点については、情報公表制度を活用しないことも可能か。 ホームページ等を進化した点については、情報公表制度を活用しないことも可能か。	事業所において、ホームページを有する場合は、そのホームページを活用し、 ・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況 ・介護職員等特定処遇改善加算以外の処遇改善に関する具体的な取組内容 を公表することも可能である。	31.4.12 事務連絡「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (平成30年4月12日)」の 送付について	31.4.12 事務連絡「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (平成30年4月12日)」の 送付について

# 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	サービス種別 平成31年3月31日 Q&A以降	サービス種別 平成31年3月15日 Q&A以降	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等 文書名 問番号
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	128	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション 事業、15.居宅介護支援 事業、21.居宅介護支援 事業、22.特定居宅介護 支援事業、23.居宅介護 支援事業を除く	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション 事業、15.居宅介護支援 事業、21.居宅介護支援 事業、22.特定居宅介護 支援事業、23.居宅介護 支援事業を除く	4 報酬	介護職員等特定処遇改善加算	経験・技能のある介護職員について、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することと要件とつづ、勤続10年の考え方が、どのように考えらるのか。 でることとされているが、どのように考えらるのか。	31.4.12 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A(Val.1)」の送付 平成31年4月12日」の送付 について	4
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	129	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション 事業、15.居宅介護支援 事業、21.居宅介護支援 事業、22.特定居宅介護 支援事業、23.居宅介護 支援事業を除く	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション 事業、15.居宅介護支援 事業、21.居宅介護支援 事業、22.特定居宅介護 支援事業、23.居宅介護 支援事業を除く	4 報酬	介護職員等特定処遇改善加算	経験・技能のある介護職員に要する介護職員がいないこととすることは認められるのか、その場合、月額8万円の賃金改定となる者又は処遇改善後の賃金が報酬額を除去した平均賃金(440万円)以上となる者を設定・確保することは必要か。	31.4.12 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A(Val.1)」の送付 平成31年4月12日」の送付 について	5
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	130	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション 事業、15.居宅介護支援 事業、21.居宅介護支援 事業、22.特定居宅介護 支援事業、23.居宅介護 支援事業を除く	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション 事業、15.居宅介護支援 事業、21.居宅介護支援 事業、22.特定居宅介護 支援事業、23.居宅介護 支援事業を除く	4 報酬	介護職員等特定処遇改善加算	月額5万円の処遇改善を計算するに当たり、現行の介護職員処遇改善加算による改善を含めて計算することは可能か。	31.4.12 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A(Val.1)」の送付 平成31年4月12日」の送付 について	6
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	131	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション 事業、15.居宅介護支援 事業、21.居宅介護支援 事業、22.特定居宅介護 支援事業、23.居宅介護 支援事業を除く	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション 事業、15.居宅介護支援 事業、21.居宅介護支援 事業、22.特定居宅介護 支援事業、23.居宅介護 支援事業を除く	4 報酬	介護職員等特定処遇改善加算	処遇改善後の賃金が報酬額を除去した標準平均賃金(440万円)以上を判断するにあたっての賃金に含める範囲はどこまでか。	31.4.12 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A(Val.1)」の送付 平成31年4月12日」の送付 について	7
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	133	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション 事業、15.居宅介護支援 事業、21.居宅介護支援 事業、22.特定居宅介護 支援事業、23.居宅介護 支援事業を除く	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション 事業、15.居宅介護支援 事業、21.居宅介護支援 事業、22.特定居宅介護 支援事業、23.居宅介護 支援事業を除く	4 報酬	介護職員等特定処遇改善加算	その中の標準の440万円の基準を判断するにあたって、賃金に含める範囲はどこまでか。 定額制賃金は含まない。	31.4.12 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A(Val.1)」の送付 平成31年4月12日」の送付 について	9

# 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	サービス種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等 文書名 問番号
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	134	平成31年9月3日 Q&A以降	介護職員等特定処遇改善加算	その他の職種の440万円未満の基準についての非常勤職員の給与の計算はどのような方法で行うのか。	その他の職種の440万円未満の基準についての非常勤職員の給与の計算に当たっては、常勤換算方法で計算し賃金額を判断することが必要である。	31.4.12 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.1」(平成31年4月12日)の送付について
		平成31年9月15日 Q&A以降	介護職員等特定処遇改善加算	小規模な事業所で開設したばかりである等、認定を受けることが困難な場合に合理的な説明を求めたりして、8万円等の賞金改善を行ったり、これまで以上に事業所内の設備・設備の整備や研修・業務の刷新などにより一定期間を要する場が挙げられているが、「一定期間」とはどの程度の期間を想定しているのか。	・実際に月額8万円の改善又は年取440万円となる者を認定するにはこれ以上以上に事業所内の設備・設備やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、時間を要する可能性があるが、経程の整備等については適切に配慮いただきたい。 ・当該地域における賞金水準や経営状況等、それぞれ状況は異なることから、「一定期間」を一律の基準で定めることや時間を定めて一定の期間で改善を求めることは適切でない。	31.4.12 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.1」(平成31年4月12日)の送付について
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	135	平成31年9月3日 Q&A以降	介護職員等特定処遇改善加算	各グループの研修人数に關して、「原則」として常勤換算方法によるとされているが、どのような例外を想定しているのか。	各グループにおける平均賞金改善額を計算するに当たっては、経験・技能のある介護職員(いわゆるベテラン職員)は、賞金改善の対象外とする。また、賞金改善の対象となる職員は、事業所における配分ルールにも影響することもあるため、労使でよく話し合いの上、適切に判断されたい。	31.4.12 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.1」(平成31年4月12日)の送付について
		平成31年9月15日 Q&A以降	介護職員等特定処遇改善加算	平均改善額の計算にあたり、事業所に含まれる職員については、提出できる範囲はどの程度か。	賞金改善を行う職員に加え、賞金改善を行わない職員についても、平均改善額の計算を行うにあたり職員の範囲に含めることとなる。	31.4.12 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.1」(平成31年4月12日)の送付について
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	136	平成31年9月3日 Q&A以降	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員の給与に關して、改善額は求められた場合には、提出できる範囲はどの程度か。	今後見込まれる新しい介護人材不足の中、国会等でも介護事業所の事務負担・文書量の大幅な削減が強く求められている。 ・過去の改善額を踏まえ、特定の事業所に個別に交付額を定めることは差し支えないが、各事業所における賞金改善の方法や考案については、延滞改善計画書及び延滞報告書において記載を求めている。また職員の個々の賞金改善額に基いて決められる一方、各グループの平均賞金改善額のルールを設け、実績に基づき記録を求めるとあり、更に詳細な計算資料(各職員の賞金額や改善額のリスト等)の事前提出を一律に求めることは想定していない。	31.4.12 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.1」(平成31年4月12日)の送付について
		平成31年9月15日 Q&A以降	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員の給与に關して、改善額は求められた場合には、提出できる範囲はどの程度か。	今後見込まれる新しい介護人材不足の中、国会等でも介護事業所の事務負担・文書量の大幅な削減が強く求められている。 ・過去の改善額を踏まえ、特定の事業所に個別に交付額を定めることは差し支えないが、各事業所における賞金改善の方法や考案については、延滞改善計画書及び延滞報告書において記載を求めている。また職員の個々の賞金改善額に基いて決められる一方、各グループの平均賞金改善額のルールを設け、実績に基づき記録を求めるとあり、更に詳細な計算資料(各職員の賞金額や改善額のリスト等)の事前提出を一律に求めることは想定していない。	31.4.12 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.1」(平成31年4月12日)の送付について
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	137	平成31年9月3日 Q&A以降	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員の給与に關して、改善額は求められた場合には、提出できる範囲はどの程度か。	今後見込まれる新しい介護人材不足の中、国会等でも介護事業所の事務負担・文書量の大幅な削減が強く求められている。 ・過去の改善額を踏まえ、特定の事業所に個別に交付額を定めることは差し支えないが、各事業所における賞金改善の方法や考案については、延滞改善計画書及び延滞報告書において記載を求めている。また職員の個々の賞金改善額に基いて決められる一方、各グループの平均賞金改善額のルールを設け、実績に基づき記録を求めるとあり、更に詳細な計算資料(各職員の賞金額や改善額のリスト等)の事前提出を一律に求めることは想定していない。	31.4.12 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.1」(平成31年4月12日)の送付について
		平成31年9月15日 Q&A以降	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員の給与に關して、改善額は求められた場合には、提出できる範囲はどの程度か。	今後見込まれる新しい介護人材不足の中、国会等でも介護事業所の事務負担・文書量の大幅な削減が強く求められている。 ・過去の改善額を踏まえ、特定の事業所に個別に交付額を定めることは差し支えないが、各事業所における賞金改善の方法や考案については、延滞改善計画書及び延滞報告書において記載を求めている。また職員の個々の賞金改善額に基いて決められる一方、各グループの平均賞金改善額のルールを設け、実績に基づき記録を求めるとあり、更に詳細な計算資料(各職員の賞金額や改善額のリスト等)の事前提出を一律に求めることは想定していない。	31.4.12 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.1」(平成31年4月12日)の送付について
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	138	平成31年9月3日 Q&A以降	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員の給与に關して、改善額は求められた場合には、提出できる範囲はどの程度か。	今後見込まれる新しい介護人材不足の中、国会等でも介護事業所の事務負担・文書量の大幅な削減が強く求められている。 ・過去の改善額を踏まえ、特定の事業所に個別に交付額を定めることは差し支えないが、各事業所における賞金改善の方法や考案については、延滞改善計画書及び延滞報告書において記載を求めている。また職員の個々の賞金改善額に基いて決められる一方、各グループの平均賞金改善額のルールを設け、実績に基づき記録を求めるとあり、更に詳細な計算資料(各職員の賞金額や改善額のリスト等)の事前提出を一律に求めることは想定していない。	31.4.12 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.1」(平成31年4月12日)の送付について
		平成31年9月15日 Q&A以降	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員の給与に關して、改善額は求められた場合には、提出できる範囲はどの程度か。	今後見込まれる新しい介護人材不足の中、国会等でも介護事業所の事務負担・文書量の大幅な削減が強く求められている。 ・過去の改善額を踏まえ、特定の事業所に個別に交付額を定めることは差し支えないが、各事業所における賞金改善の方法や考案については、延滞改善計画書及び延滞報告書において記載を求めている。また職員の個々の賞金改善額に基いて決められる一方、各グループの平均賞金改善額のルールを設け、実績に基づき記録を求めるとあり、更に詳細な計算資料(各職員の賞金額や改善額のリスト等)の事前提出を一律に求めることは想定していない。	31.4.12 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.1」(平成31年4月12日)の送付について

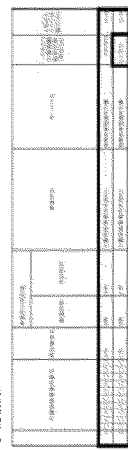




# 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	平成31年7月3日 Q&A以降	サービス種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	146	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅療養管理指導事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業、23居宅介護支援事業を除く	4 報酬 介護職員等特定処遇改善加算 O取組案件について	情報公表制度の告知対象外から事業計画自体のホームページを見えない場合、見える化要件を満たすことができず、特定加算を算定できないのか。	「見える化要件を満たす」とは、特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していることと原則的であるが、この種の情報公表制度を活用しえない場合も、外部の者が閲覧可能な形で公表することが必要である。そのため、ホームページの活用に限らず、事業所・施設の建物内の人口付近など外部の者が閲覧可能な場所への掲示等の方法により公表することも可能である。	平7.23 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A(Val.2)」の送付について	
	147	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅療養管理指導事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業、23居宅介護支援事業を除く	4 報酬 介護職員等特定処遇改善加算	特定加算(Ⅰ)の算定に当たっては、介護福祉士の配置等要件を必要としない場合、この場合であっても、経験・技能のある介護職員のグループを設定する必要があるのか。	介護福祉士の配置等要件は特定加算(Ⅰ)の算定要件である一方で、経験・技能のある介護職員のグループの設定は事業所内における配分ルールとして設定しているものではない。このため、特定加算(Ⅰ)を算定する場合であっても、経験・技能のある介護職員のグループの設定が必須である。なお、事業所の事情に鑑み経験・技能のある介護職員に該当する介護職員がいなくても、取組に当たっては、2019年度介護報酬改定に関するQ&A(Val.1)問5を参照されたらよい。	平7.23 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A(Val.2)」の送付について	
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	148	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅療養管理指導事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業、23居宅介護支援事業を除く	4 報酬 介護職員等特定処遇改善加算 O配分対象と配分ルールについて	2019年度介護報酬改定に関するQ&A(Val.1)平成31年4月12日問6に「月額8万円(月額8万円)の超過改善加算による資金改善後、440万円以上となる者(以下このQ&Aにおいて月額8万円)の改善又は年取440万円となる者」とあるが、この改善加算(440万円)以上かを判断することが可能であるか。	経験・技能のある介護職員のグループにおいて、月額平均8万円以上又は資金改善後の資金が年取440万円以上となる者(以下このQ&Aにおいて月額8万円)の改善又は年取440万円となる者(以下このQ&Aにおいて月額8万円)の改善を判断するに当たっては、銀行の介護職員処遇改善加算による改善を含めて計算することが可能である。	平7.23 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A(Val.2)」の送付について	
	149	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅療養管理指導事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業、23居宅介護支援事業を除く	4 報酬 介護職員等特定処遇改善加算 O配分対象と配分ルールについて	経験・技能のある介護職員のグループにおいて、月額以上の改善又は年取440万円以上の者か、具体的にどのくらいの範囲か。	今回の新規加算については、公募1000億円(事業費2000億円)を以て、リーダースター事業として他事業と差別化を図り、介護職員の更なる処遇改善を目的とする。特定加算による改善を行わずとも、経験・技能のある介護職員のグループ内に、同一資金が年取440万円以上である者がいる場合には、当該者が特定加算による資金改善の対象となるかに関わらず、新たに月額8万円の改善又は年取440万円となる者を認定しなくても、特定加算の算定が可能である。	平7.23 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A(Val.2)」の送付について	
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	152	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅療養管理指導事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業、23居宅介護支援事業を除く	4 報酬 介護職員等特定処遇改善加算 O配分対象と配分ルールについて	本館の人事、事業部署で働く者など、法人内で介護に就事していない職員について、「その他職種」に区分し、特定加算による処遇改善の対象とすることは可能か。	特定加算の算定対象がサービス事業所における業務を行っている場合には、その他の職種の者に含めることができる。	平7.23 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A(Val.2)」の送付について	
	154	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅療養管理指導事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業、23居宅介護支援事業を除く	4 報酬 介護職員等特定処遇改善加算	特定加算によって得られた加算額を配分ルール(グループ)間の平均賃金改善額(21.0%)を以て配分した上で、更に事業所の持ち出しで改善することは可能か。	事業所において、特定加算による処遇改善に加え、事業所の持ち出しで処遇改善を行うことは可能である。ただし、特定加算による資金改善部分について配分ルールを算出して、その金額を以て、事業所持ち出しによる資金改善額(グループ)の全体の改善額等において、特定加算による資金改善額を超過する場合は、事業所の持ち出しによる資金改善額を以て行った旨付記すること(改善金額の記載)は不要。	平7.23 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A(Val.2)」の送付について	
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	155	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅療養管理指導事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業、23居宅介護支援事業を除く	4 報酬 介護職員等特定処遇改善加算	看護と介護の仕事を0.5ずつ分担している職員がいる場合に、「経験・技能のある介護職員」として他の職種に区分しなければならないのか。	勤務時間の全てでなく部分で従っても、介護業務を行っている場合は「介護職員」として「経験・技能のある介護職員」に他の介護職員に区分することは可能。なお、業務従事者としてのグループに区分する場合は、このように区分を行うかについては、労働関係等動向を以て、事業所内でよく検討し、対応されたい。	平7.23 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A(Val.2)」の送付について	
	16	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅療養管理指導事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業、23居宅介護支援事業を除く	4 報酬 介護職員等特定処遇改善加算				平7.23 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A(Val.2)」の送付について

# 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	平成31年9月3日 Q&A以降	サービス種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等 文書名 問番号	
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	156	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅介護支援事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業、23居宅介護支援事業を除く	4 報酬	介護サービス受給台帳事業、障害福祉サービス等において業務している場合、配分ルールにおける年取はどのように計算するのか。	介護サービス受給台帳事業、障害福祉サービス等において業務している場合、配分ルールにおける年取はどのように計算するのか。	どのサービスからの収入が収入として算入されているかで別けて算入する。	平7.23 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&AVal(4)」令和元年7月23日」の送付について	17
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	157	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅介護支援事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業、23居宅介護支援事業を除く	4 報酬	介護職員等特定処遇改善加算	その他の報酬に配分しない場合、計画書は空欄のままでよい。	その他の報酬に配分しない場合等においては、人数割分については、「0(ゼロ)」等に記載する必要があることにはならない。	平7.23 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&AVal(4)」令和元年7月23日」の送付について	18
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	158	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅介護支援事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業、23居宅介護支援事業を除く	4 報酬	介護職員等特定処遇改善加算	「介護職員等特定処遇改善加算(440万円)」とどのような意味か、440万円を平均するにあたり、報酬者は抜いて判断する必要があるのか。	特定加算の算出は、リターナブルの介護職員については他産業と異なる色合い賃金水準を目指すものであり、その具体的な水準として、報酬者を除く全産業平均の賃金である年間40万円の水準を定めるもの。 -年間40万円の基礎を算出しているか判断するに当たっては、役員であるかどうかではなく、事業所等で設定された、選抜・抜擢のある介護職員の基準に該当するか否かで判断された。	平7.23 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&AVal(4)」令和元年7月23日」の送付について	19
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	160	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅介護支援事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業、23居宅介護支援事業を除く	4 報酬	介護職員等特定処遇改善加算	法人単位で報酬事業所について一括申請しており、そのうち一部事業所において加算区分の変更が生じた場合、必要届出は必要か。	計画書における賃金改善計画、介護福祉士の配置等要件に変更が生じた場合は、必要な届出を行わなければならない。	平7.23 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&AVal(4)」令和元年7月23日」の送付について	21
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	165	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅介護支援事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業、23居宅介護支援事業を除く	4 報酬	介護職員処遇改善加算・介護職員処遇改善計画書 員特定処遇改善加算	令和2年4月分の介護職員処遇改善加算又は特定処遇改善加算の提出期限はいつまでか。	令和2年4月分の介護職員処遇改善加算又は特定処遇改善加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、令和2年4月15日までに介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書を提出する必要がある。	23.30 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&AVal(4)」令和2年3月30日」の送付について	1
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	166	01.全サービス共通 (13)訪問指導事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15居宅介護支援事業、21福祉用具貸与事業、22特定居宅介護支援事業、23居宅介護支援事業を除く	4 報酬	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	地域改善型サービス事業所において、所在する市町村以外の市町村から地域改善型サービスの指定(ただし指定を含む)を受けている事業所等において、介護職員等特定処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書について、どのように記載すればいいのか。	指定改善型に、以下の記載例を参考に、別紙様式2-2(介護職員等特定処遇改善計画書)(指定改善型)又は別紙様式2-3(介護職員等特定処遇改善計画書)(施設・事業所)に記載することになる。 なお、この場合においても賃金改善の計画については、1つのものとして作成することとなる。  (参考 記載例) 	23.30 事務連絡 「2019年度介護報酬改定に関するQ&AVal(4)」令和2年3月30日」の送付について	2



# 介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	平成31年2月3日 Q&A以降	平成31年3月15日 Q&A以降	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等 文書名	問番号
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	172	01.全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15.居宅療養管理指導事業、21.福祉用具貸与事業、22.特定居宅介護支援事業、23.居宅介護支援事業を除く)	01.全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15.居宅療養管理指導事業、21.福祉用具貸与事業、22.特定居宅介護支援事業、23.居宅介護支援事業を除く)	4 報酬 介護職員処遇改善加算・介護職員特定処遇改善加算	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書に追加対象となる職員の勤務状況及び賃金条件を確認した上で、追加する賃金の額として、介護福祉士受給資格があるか、その他の資格について特定処遇改善加算を算定する場合はのみエントリをいっしょに添付してください。	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書における「介護職員処遇改善額」の「前年度より算出する」の算定方法は、「原則として、本計画書を提出する前月の賃金計算方法により算出する」と考えられる。職員の勤務があった場合など、前月の実績を用いることが想定できないと考えられる。事業所においては、過去3ヶ月の平均値や前々月の実績など、他の期間の実績を用いることは可能か。	・お見込みのとおり。 ・事業運轉 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.4」令和2年3月30日」の送付について	8	
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	173	01.全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15.居宅療養管理指導事業、21.福祉用具貸与事業、22.特定居宅介護支援事業、23.居宅介護支援事業を除く)	01.全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15.居宅療養管理指導事業、21.福祉用具貸与事業、22.特定居宅介護支援事業、23.居宅介護支援事業を除く)	4 報酬 介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	令和2年度からの介護職員等特定処遇改善加算について、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」に関する基本的事業所の手配及び横立等の指示について、上巻0000第6号令和2年3月15日付厚生労働省労働局長「保健福祉局長」の通知が、令和2年度の実績報告は、本通知に基づき行うのか。	・本通知については、令和2年度の介護職員等特定処遇改善加算及び特定処遇改善加算に係る届出から適用するものであり、令和2年度の業務報告については、「介護職員等特定処遇改善加算」に関する基本的事業所の手配及び横立等の指示について、「(巻末)0417第6号平成31年4月17日付厚生労働省労働局長」に基づき報告することとなる。	23.30 事業運轉 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.4」令和2年3月30日」の送付について	9
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	174	01.全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15.居宅療養管理指導事業、21.福祉用具貸与事業、22.特定居宅介護支援事業、23.居宅介護支援事業を除く)	01.全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15.居宅療養管理指導事業、21.福祉用具貸与事業、22.特定居宅介護支援事業、23.居宅介護支援事業を除く)	4 報酬 介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	特定処遇改善加算の目録を化率提供については、0000年からの算定要件とするのか、また、介護職員等特定処遇改善加算の算定要件とするのか、介護職員等特定処遇改善加算の算定要件とするのか、介護職員等特定処遇改善加算の算定要件とするのか。	・見える化要件については、掲載予定の化率提供し、提出いただきたい。	23.30 事業運轉 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.4」令和2年3月30日」の送付について	10
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	175	01.全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15.居宅療養管理指導事業、21.福祉用具貸与事業、22.特定居宅介護支援事業、23.居宅介護支援事業を除く)	01.全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15.居宅療養管理指導事業、21.福祉用具貸与事業、22.特定居宅介護支援事業、23.居宅介護支援事業を除く)	4 報酬 介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算の算定要件とするのか、介護職員等特定処遇改善加算の算定要件とするのか、介護職員等特定処遇改善加算の算定要件とするのか。	・介護報酬の共通型の指図を受け発生型サービスを提供している事業所においては、介護報酬の発生型サービスとして、月額9万円は年額440万円の改善の対象となる。同一の改善は、1人以上が受給する必要がある。なお、小規模事業所等で従価率全体が少額である場合は、その旨説明すること。また、介護サービス上層層福祉サービスを両方行っている事業所についても同様に扱われる。	23.30 事業運轉 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.4」令和2年3月30日」の送付について	11
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	176	01.全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15.居宅療養管理指導事業、21.福祉用具貸与事業、22.特定居宅介護支援事業、23.居宅介護支援事業を除く)	01.全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15.居宅療養管理指導事業、21.福祉用具貸与事業、22.特定居宅介護支援事業、23.居宅介護支援事業を除く)	4 報酬 介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	2019年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.2)問11)において、介護サービスのみで算定する必要があるのか。	・介護報酬の共通型の指図を受け発生型サービスを提供している事業所においては、介護報酬の発生型サービスとして、月額9万円は年額440万円の改善の対象となる。同一の改善は、1人以上が受給する必要がある。なお、小規模事業所等で従価率全体が少額である場合は、その旨説明すること。また、介護サービス上層層福祉サービスを両方行っている事業所についても同様に扱われる。	23.30 事業運轉 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.4」令和2年3月30日」の送付について	12
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	177	01.全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15.居宅療養管理指導事業、21.福祉用具貸与事業、22.特定居宅介護支援事業、23.居宅介護支援事業を除く)	01.全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15.居宅療養管理指導事業、21.福祉用具貸与事業、22.特定居宅介護支援事業、23.居宅介護支援事業を除く)	4 報酬 介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	2019年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.2)問11)において、介護サービスのみで算定する必要があるのか。	・介護報酬の共通型の指図を受け発生型サービスを提供している事業所においては、介護報酬の発生型サービスとして、月額9万円は年額440万円の改善の対象となる。同一の改善は、1人以上が受給する必要がある。なお、小規模事業所等で従価率全体が少額である場合は、その旨説明すること。また、介護サービス上層層福祉サービスを両方行っている事業所についても同様に扱われる。	23.30 事業運轉 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.4」令和2年3月30日」の送付について	13
老人保健課、認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課	178	01.全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15.居宅療養管理指導事業、21.福祉用具貸与事業、22.特定居宅介護支援事業、23.居宅介護支援事業を除く)	01.全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 4.訪問リハビリテーション事業、15.居宅療養管理指導事業、21.福祉用具貸与事業、22.特定居宅介護支援事業、23.居宅介護支援事業を除く)	4 報酬 介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	2019年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.2)問11)において、介護サービスのみで算定する必要があるのか。	・介護報酬の共通型の指図を受け発生型サービスを提供している事業所においては、介護報酬の発生型サービスとして、月額9万円は年額440万円の改善の対象となる。同一の改善は、1人以上が受給する必要がある。なお、小規模事業所等で従価率全体が少額である場合は、その旨説明すること。また、介護サービス上層層福祉サービスを両方行っている事業所についても同様に扱われる。	23.30 事業運轉 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.4」令和2年3月30日」の送付について	14

